

# ドイツの非常事態法制 —連邦と州による防災のための協力体制—

海外立法情報課 渡辺 富久子

## 【目次】

はじめに

- I 非常事態法制における民間人保護
  - 1 基本法における非常事態の規定
  - 2 民間人保護法制
  - 3 2001年以降

II 民間人保護・防災支援法の概要

III 住民保護に係る組織・制度

- 1 連邦住民保護・防災支援庁
- 2 非常事態関係の他の組織

おわりに

翻訳：民間人保護及び連邦の防災支援に関する法律

(民間人保護・防災支援法)

連邦技術支援隊法

## はじめに

ドイツの非常事態法制は、1968年のドイツ連邦共和国基本法（以下「基本法」）の改正等により整備されてきた。基本法によれば、連邦が戦時の非常事態（軍事・民間防衛）を所管し、州が平時の非常事態（自然災害、重大な事故）（以下、自然災害と重大な事故のための措置を併せて「防災（Katastrophenschutz）」とする）を所管しており、非常事態の種類によって連邦と州の所管が分かれている。災害時には各州が州の防災法に基づいて対応するが、州の能力を超える対応が必要となる場合には、連邦も協力する責任を有する旨が基本法で定められている。

基本法における非常事態に関する規定は幅広いものであるが、本稿では、そのうちの連邦が

所管する戦時の民間人保護と州が所管する平時の防災との協力体制を中心に、連邦の関連法を中心に紹介する<sup>(1)</sup>。ただし、民間人保護については、防災との関係で必要な範囲に限定して触れることとする。

連邦の民間人保護に関する法令は、1957年以降制定されてきた。民間人保護の制度は、冷戦とその終結という歴史を背景に揺れ動き、1990年代後半には、この分野の予算は大きく削減された。しかし、2001年9月11日のアメリカの同時多発テロ事件、2002年のエルベ川の大洪水といった出来事が転機となり、民間人保護の分野は再び強化されている。民間人保護を所管する連邦の官庁は、連邦内務省<sup>(2)</sup>及びその下に2004年に設置された連邦住民保護・防災支援庁（Bundesamt für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe）である。この組織名から窺われるように、現在では、連邦住民保護・防災支援庁の下で民間人保護、テロ、サイバー攻撃、自然災害等の原因を問わず、大災害に対応できるような制度の整備が目指されている。基本法における連邦（戦時）と州（平時）の事務分担は維持されているが、州が防災のために備えている部隊や施設を、戦時の民間人保護のためにも投入する代わりに、連邦が民間人保護のために州の装備を補完し、また、民間人保護のための補完的訓練を行うという協力体制がとられている。

この分野で主要な連邦法は、1997年に制定された民間人保護に関する法律であり、この法律は、2009年に民間人保護及び連邦の防災支援に関する法律（以下「民間人保護・防災支援

(1) これに関連して、松浦一夫「大規模災害対処と「民軍協力」—ドイツの法制にみる平時と有事の交錯—」『改革者』612号、2011.7、pp.52-55にコンパクトな解説がある。

(2) 2007年から危機管理及び住民保護を所管する部が連邦内務省に置かれている。

法』と改題された。同法は、民間人保護と防災の分野における連邦と州の協力を定めている。

一方、非常時又は災害時に出動する人的資源は、市町村の消防団、連邦技術支援隊 (Bundesanstalt Technisches Hilfswerk)、ドイツ赤十字社等が担っている。それらの構成員においては、ボランティアが主力となっている。連邦技術支援隊法は、連邦技術支援隊の任務及び支援員の法律関係を定めている。

本稿では、第 I 章で、基本法における非常事態の規定及び連邦の民間人保護法制の変遷を紹介する。第 II 章では、民間人保護・防災支援法の概要を紹介する。第 III 章では、非常事態に係る組織・制度として、連邦住民保護・防災支援庁及び他の組織 (消防団・連邦技術支援隊・ドイツ赤十字社等) を紹介する。末尾に、民間人保護・防災支援法及び連邦技術支援隊法の翻訳を付す。

## I 非常事態法制における民間人保護

### 1 基本法における非常事態の規定

非常事態法制の基礎となる定めは、基本法に置かれている。しかし、ドイツは第二次世界大

戦後の 1945 年に、連合国の占領統治により非武装化され、ドイツが自ら戦力を持つことは考えられていなかったため<sup>(3)</sup>、1949 年の制定当初の基本法には、防衛や民間人保護に関する規定はなかった。

1949 年の北大西洋条約機構 (NATO)<sup>(4)</sup>の発足、1950 年からの朝鮮戦争などの情勢の変化の下、西ドイツは、連合国と 1952 年にボン協定、1954 年にパリ協定を締結し<sup>(5)</sup>、主権を回復した。これにより、西ドイツの再軍備が認められ、1954 年と 1956 年に基本法が改正された。1954 年の改正<sup>(6)</sup>では、連邦が防衛及び民間人保護の分野の立法権限を有することが定められた (基本法第 73 条第 1 号)<sup>(7)</sup>。1956 年の改正<sup>(8)</sup>では、徴兵制に関する規定 (同第 12 条、1968 年の改正で第 12a 条に繰り下げられた)、防衛のための軍の設置に関する規定 (同第 87a 条) などが設けられた。

しかし、1956 年改正の基本法では、防衛事態が発生した場合の国家機関の作用について包括的な規定がなく、また、非軍事分野の非常事態 (自然災害、重大な事故、内乱) のための規定もなかった。そのため、1968 年の基本法の改正<sup>(9)</sup>により、非常事態に関する広範な規定が

(3) Klaus-Henning Rosen, „Wechsel der Bedrohungslagen“, Bundesamt für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe, *50 Jahre Zivil- und Bevölkerungsschutz in Deutschland*, 2008, S.32. 1946 年 4 月 10 日には、軍事施設の建設を禁じる連合国管理委員会法第 23 号が制定された。Kontrollratsgesetz Nr. 23 vom 10. April 1946, bezüglich des Verbots militärischer Bauten in Deutschland (Amtsbl. der britischen Militärregierung, S. 199). 1952 年 5 月 26 日のボン協定によって、同法は廃止された。

(4) ドイツは、1955 年に NATO に加盟した。

(5) Vertrag über die Beziehungen zwischen der Bundesrepublik Deutschland und den Drei Mächten (BGBl. 1954 II S.59, BGBl. 1955 II S.305). 1954 年 10 月 23 日に締結されたパリ協定は、ボン協定を補足修正するものである。この協定は、1955 年 5 月 5 日に発効した。パリ協定については、清水隆雄「IX ドイツ緊急事態法の制定過程と NATO 軍」『主要国における緊急事態への対処 総合調査報告書』国立国会図書館調査及び立法考査局, 2003, pp.209-211 を参照。〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2003/1/20030112.pdf>〉以下、インターネット情報は、2011 年 11 月 30 日現在である。

(6) Gesetz zur Ergänzung des Grundgesetzes vom 26 März 1954 (BGBl. I S.45).

(7) 基本法によれば、基本法に定めのない事項は、州の所管となる。

(8) Gesetz zur Ergänzung des Grundgesetzes vom 19. März 1956 (BGBl. I S.111). 1954 年の基本法改正と併せて軍事憲法 (Wehrverfassung) と呼ばれる。

(9) Siebzehntes Gesetz zur Ergänzung des Grundgesetzes vom 24. Juni 1968 (BGBl. I S.709). 非常事態憲法 (Notstandsverfassung) と呼ばれる。

基本法で定められた。

1968年に加えられた主要な規定は、次のとおりである。

- ・ 防衛事態 (Verteidigungsfall) … 第 115a 条～第 115l 条、第 53a 条
- ・ 緊迫事態、同意事態、同盟事態<sup>(10)</sup>における法律の規定の適用 … 第 80a 条
- ・ 連邦軍出動の要件 … 第 87a 条第 2 項及び第 3 項
- ・ 防衛のための職業の自由の制限 … 第 12a 条
- ・ 平時の災害 (Katastrophen) による非常事態 … 第 35 条第 2 項第 2 文及び第 3 項
- ・ 国内の非常事態<sup>(11)</sup> … 第 11 条第 2 項、第 91 条、第 87a 条第 4 項
- ・ 通信の秘密の制限 … 第 10 条
- ・ 労働争議の保護 … 第 9 条第 3 項第 3 文
- ・ 抵抗権 … 第 20 条第 4 項

これらの規定の中で、本稿にとって重要なものは、次に訳出する第 35 条第 2 項第 2 文及び第 3 項であり<sup>(12)</sup>、そこでは、連邦が自然災害や重大な事故に対しても責任を有することが定められている。

#### 基本法第 35 条

(2) (第 1 文省略)<sup>(13)</sup>。

州は、自然災害 (Naturkatastrophe) 又は特に重大な事故 (Unglücksfall) が発生した場合には、他の州の警察並びに他の官庁、連邦国境警備隊及び軍の人員及び施設の提供を要請することができる。

(3) 連邦政府は、自然災害又は事故が 2 以上の州にわたる地域で発生した場合において、有効な対策に必要な限り、州政府に指示を与え、他の州の警察の出動を手配し、並びに連邦国境警備隊及び軍の部隊を州の警察を支援するために出動させることができる。第 1 文の規定による連邦政府の措置は、連邦参議院が要求する場合には、いつでも、危険が除去された後遅滞なくこれを中止しなければならない。

第 2 項第 2 文の「自然災害」は、地震、洪水、解氷、森林火災、落雷、旱魃、疫病の流行などである。また、「重大な事故」は、飛行機や鉄道などの交通事故、生活上重要な施設に影響を与える停電、原子力発電所の事故、放射線に被ばくするおそれのある事故などである<sup>(14)</sup>。州は、これらの自然災害や事故に際して自力では対応できない場合に限り、他の州の警察並びに連邦国境警備隊<sup>(15)</sup>及び軍に支援を要請することができる。支援をする他の州や連邦の組織は、支援を要請した州の法令に基づく権限の範囲内で支

(10) 防衛事態発生前の軍事的に緊迫した状態。基本法は、脅威を 4 段階に分けている。防衛事態 (第 115a 条～第 115l 条) の他に、連邦議会が確定する緊迫事態 (Spannungsfall)、連邦議会が同意する同意事態 (Zustimmungsfall)、同盟国が攻撃された場合に国際機関が連邦政府の同意を得て行う決定に基づく同盟事態 (Bündnisfall) がある (基本法第 80a 条)。

(11) der innere Notstand. 自由で民主的な基本秩序に対する差し迫った危険。テロや内乱をいう。

(12) 高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集 (第 6 版)』信山社, 2010, p.232 を参照した。

(13) 1968 年の基本法改正時には、第 35 条第 2 項として現行の第 2 文及び第 3 文が定められた。現行の第 1 文は 1972 年に追加され、州は、公共の安全及び秩序の維持のために (内乱等に際して)、連邦国境警備隊の協力を要請することができる旨を定めている。

(14) Erlaß über Hilfeleistungen der Bundeswehr bei Naturkatastrophen oder besonders schweren Unglücksfällen und im Rahmen der dringenden Nothilfe (VMBl. 1988, S.279)。

(15) ドイツでは、基本法第 30 条及び第 70 条により、警察 (危険防止) に関しては基本的に州が管轄するが、特別の分野においては連邦も警察権を有すると解されている。Bill Drews et al, *Gefahrenabwehr: Allgemeines Polizeirecht (Ordnungsrecht) des Bundes und der Länder*, Köln: Carl Heymanns, 1975, S.3. 警察権に関わる連邦の組織の一つが連邦国境警備隊である (基本法第 73 条第 5 号による)。連邦国境警備隊は、2005 年に連邦警察 (Bundespolizei) と名称が改められた。

援を行う。よって、連邦国境警備隊又は軍が出動しても、その活動は、技術的支援や警察の支援に限定される。費用は、支援を要請した州が負担する。<sup>(16)</sup>

第3項では、災害が複数の州にわたる場合、連邦政府は、他の州の警察を出動させ、連邦国境警備隊や軍を州の警察支援のために出動させることができるとしている。

これらの非常事態における連邦と州の協力関係について、概略図(図)にまとめた。

## 2 民間人保護法制

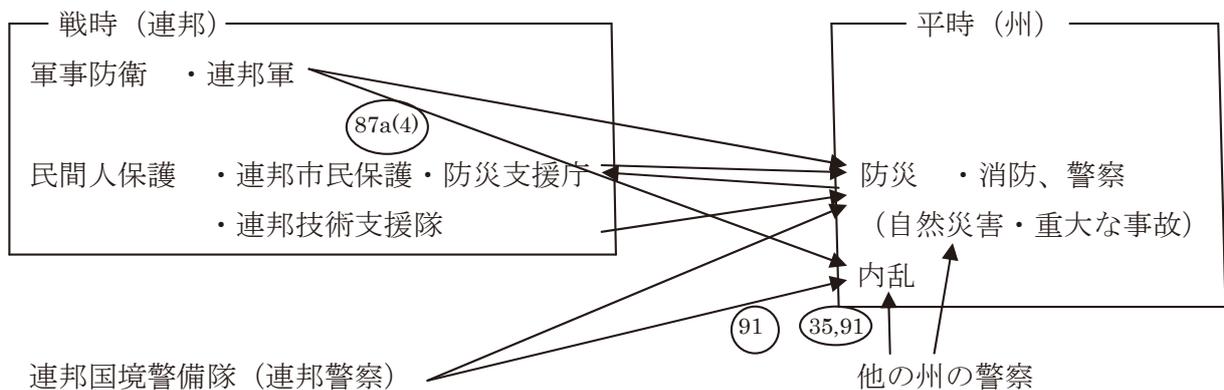
1954年と1956年の基本法の改正を根拠として、1957年以降、民間人保護に関する法律が制定されてきた<sup>(17)</sup>。民間人保護の分野を所管するのは、連邦内務省である。末尾の表1に、民間人保護に係る主要な法律を掲載し、以下では重要な法律のみを紹介する。

民間人保護のための最初の法律として、1957

年に、文民の保護のための措置を定める第一法律<sup>(18)</sup>(以下「第一法律」)が制定された。この法律は、第1章総則、第2章警報、第3章防空支援隊(Luftschutzhilfsdienst, LSHD)、第4章防空組織の隊員、第5章建築上の防空措置、第6章文化財保護、第7章薬剤備蓄、第8章連邦防空連盟(Bundesluftschutzverband)、第9章公的な防空措置の費用、第10章罰則・過料規定、第11章末尾規定という章建てであり、現在の民間人保護・防災支援法の基礎となるものである。この章建てから分かるように、当初は、防空措置(Luftschutz)が民間人保護のための主要な措置であり<sup>(19)</sup>、第3章の防空支援隊の任務は、住居や職場にいる住民を空襲の危険から保護することであった。防空支援隊は、ボランティアの隊員により、各地で形成された。

1958年には、連邦文民保護庁(Bundesamt für zivilen Bevölkerungsschutz)が連邦内務省の下に設置された<sup>(20)</sup>。

図 非常事態における連邦と州の協力関係



注：丸囲みの数字は、基本法の根拠条文。数字のないものは、基本法第35条に基づく協力。

州の防災から連邦の民間人保護に対する協力は、民間人保護・災害支援法に基づく。

出典：基本法の規定を参照して筆者作成。

(16) Bruno Schmidt-Bleibtreu et al., *Kommentar zum Grundgesetz*, München: Luchterhand, 2004, S.919-923.

(17) 松浦一夫「ドイツの緊急事態法制—ドイツ防衛法制研究 (I)」『防衛法研究』24号, 2000.10, pp.49-95.

松浦一夫「ドイツの民間防衛法制—ドイツ防衛法制研究 (II)」『防衛法研究』25号, 2001.10, pp.29-62. に経緯が詳しい。

(18) Erstes Gesetz über Maßnahmen zum Schutz der Zivilbevölkerung vom 9. Oktober 1957 (BGBl. I S.1696).

(19) 1951年7月に連邦軍がドイツによる民間人のための防空措置を認め、同年11月に連邦内閣が連邦内務省に防空の再構築を委任して以降、既に防空措置、すなわち民間人保護のための措置は存在していた。

1960年代前半に、いかなる危機にも対応できる非常事態法制が必要だとの認識から、軍事や民間防衛の概念と並んで、社会にとって脅威となる新しい種類の危機や非常事態という概念が浮上した<sup>(21)</sup>。その結果、1965年から1968年にかけて一連の非常事態法 (Notstandsgesetze) が制定された。例えば、1965年に非常時の経済<sup>(22)</sup>、交通<sup>(23)</sup>、食糧<sup>(24)</sup>、用水<sup>(25)</sup>の確保に関する法律がそれぞれ制定された。1966年には、民間防衛アカデミー (Akademie für zivile Verteidigung) が設立された<sup>(26)</sup>。1968年には、前述の非常事態の規定を盛り込む基本法の改正があった。

非常事態法の一つに、1968年の防災の拡張に関する法律<sup>(27)</sup> (以下「防災拡張法」) がある。この法律の目的は、平時の非常事態に備えた防災組織 (消防団、連邦技術支援隊、ボランティア

ア団体等) と第一法律の規定による防空支援隊の重複を解消することであった。つまり、非常事態が平時に起きたのか戦時に起きたのかの違いによるだけで、似たような任務を行う2種類の組織を維持する無駄を排除することである。そのため、第一法律の防空支援隊に関する規定は削除され、防空支援隊の一部は、消防団などの組織に吸収された<sup>(28)</sup>。そして、平時の防災のための組織は、戦時の非常事態においても出動することとされ、連邦は、州の装備を強化し、補完的な訓練を行うこととされた。

1974年、連邦文民保護庁は、連邦民間人保護庁 (Bundesamt für Zivilschutz) と名称が改められた<sup>(29)</sup>。

1976年、第一法律は全面改正され<sup>(30)</sup>、題名も民間人保護に関する法律<sup>(31)</sup> (以下「民間人保護

(20) Gesetz zur Errichtung des Bundesamtes für zivilen Bevölkerungsschutz vom 5. Dezember 1958 (BGBl. I S.893). 連邦文民保護庁は、1957年7月6日の連邦内務省の通知により設置されていた連邦文民保護役務庁 (Bundesdienststelle für zivilen Bevölkerungsschutz) を引き継ぐものであり、その下には、連邦民間防空施設 (Bundesanstalt für zivilen Luftschutz, 1953年12月11日設置) 及び連邦技術支援隊 (1950年9月12日設置) が置かれた。また、第一法律第7条で設置されていた連邦防空警報庁 (Bundesamt für den Luftschutzwarndienst) もこれに吸収され、民間人保護に係る連邦の組織が連邦文民保護庁の下に統括された。

(21) Franke Dieter, „Ein Haus im Wandel der Zeit“, Bundesamt für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe, *50 Jahre Zivil- und Bevölkerungsschutz in Deutschland*, 2008, S.19.

(22) Gesetz über die Sicherstellung von Leistungen auf dem Gebiet der gewerblichen Wirtschaft sowie des Geld- und Kapitalverkehrs (Wirtschaftssicherstellungsgesetz) vom 24. August 1965 (BGBl. I S.920).

(23) Gesetz zur Sicherstellung des Verkehrs (Verkehrssicherstellungsgesetz) vom 24. August 1965 (BGBl. I S.927).

(24) Gesetz über die Sicherstellung der Versorgung mit Erzeugnissen der Ernährungs- und Landwirtschaft sowie der Forst- und Holzwirtschaft (Ernährungssicherstellungsgesetz) vom 24. August 1965 (BGBl. I S.938).

(25) Gesetz über die Sicherstellung von Leistungen auf dem Gebiet der Wasserwirtschaft für Zwecke der Verteidigung vom 24. August 1965 (Wassersicherstellungsgesetz) (BGBl. I S.1225).

(26) Erlaß über die Errichtung einer Akademie für zivile Verteidigung vom 29. Juli 1966 (GMBL. S. 494).

(27) Gesetz über die Erweiterung des Katastrophenschutzes vom 9. Juli 1968 (BGBl. I S.776). 1990年現在の防災の拡張に関する法律の和訳は、三本木健治「災害防衛団の拡張に関する法律」『外国の立法』195・196号, 1995.7, pp.71-77. を参照。

(28) Werner Schmitt, *Die Notstandsgesetze*, Bad Honnef: Osang Verlag, 1968, S.53-54.

(29) Gesetz zur Änderung und Ergänzung des Gesetzes zur Errichtung des Bundesamtes für zivilen Bevölkerungsschutz und des Gesetzes über die Erweiterung des Katastrophenschutzes vom 10. Juli 1974 (BGBl. I S.1441).

(30) Gesetz zur Änderung des Ersten Gesetzes über Maßnahmen zum Schutz der Zivilbevölkerung vom 2. August 1976 (BGBl. I S.2046).

(31) Gesetz über den Zivilschutz vom 9. August 1976 (BGBl. I S.2109).

法』と改められた。これは、用語を時代に合わせたものにするため<sup>32)</sup>、また、第一法律が制定されて以来、民間人保護の分野の個別法が他にも制定され(末尾の表1を参照)、法体系が複雑になってきていた状況を整理するための改正であった。さらに、民間人保護のための施設や設備を、平時の防災のために使用することができる旨が定められた(民間人保護法第1条第2項)<sup>33)</sup>。

1989年にベルリンの壁が崩壊し、冷戦が終結した。連邦軍ばかりでなく、民間人保護の任務も時代遅れとなり、予算や人員が急激に削減された。1997年に民間人保護新秩序法が制定され<sup>34)</sup>、同法により従来の民間人保護法は廃止され、新たな民間人保護法が制定された<sup>35)</sup>。これは、それまでの民間人保護法、防災拡張法及び文民保護のための建築措置に関する法律<sup>36)</sup>を一つの法律に統一する改正であった。この法律は防災拡張法の内容を引き継ぎ、戦時の民間人保護に際しては州の防災のための組織が投入されることとされた。連邦の任務は、州の防災の

装備に対して、民間人保護のために必要な部分を補完すること、また州の防災訓練に対して、民間人保護の訓練内容を補足することに限定された。

連邦民間人保護庁は、1999年の財政健全化法<sup>37)</sup>により2001年1月1日から廃止とされ、以降、同庁の所管事務は連邦行政庁(Bundesverwaltungsamt)の一局に移管された。

### 3 2001年以降

このような状況の中、2001年9月11日のアメリカの同時多発テロ事件、2002年夏のエルベ川の大洪水があり、国家が新しい危険に備えなければならないことが明白となった。2001年のテロによる被害は想像を絶するものであり、ドイツで危険防護のためにとられている戦時(連邦)と平時(州)という事務の分担が適切かどうかということが議論になった。また、2002年のエルベ川の大洪水<sup>38)</sup>の際には、連邦の民間人保護の制度を縮小したときに、安全保障

32) 連邦議会は、「文民の保護(ziviler Bevölkerungsschutz)」に代えて「民間人保護(Zivilschutz)」の用語に統一することを1964年に連邦内務省に対して要請し、以降「民間人保護」の用語が使われている。また、このときの「民間防衛」の定義によれば、民間防衛は、①国家及び政府機能の維持、②民間人保護、③供給、④軍支援の各分野から成る。Begriffsbestimmungen auf dem Gebiet der zivilen Verteidigung (RdSchr. d. BMI) vom 7. Juli 1964 (GMBI. 1969 S.324).

33) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 7/4484, 5027.

34) Gesetz zur Neuordnung des Zivilschutzes (Zivilschutzneuordnungsgesetz – ZSNeuOG) vom 25. März 1997 (BGBl. I S.726).

35) Zivilschutzgesetz (ZSG) vom 25. März 1997 (BGBl. I S.726).

36) Gesetz über bauliche Maßnahmen zum Schutz der Zivilbevölkerung (Schutzbaugesetz) vom 9. September 1965 (BGBl. I S.1232). 民間及び公共の新築建築物に防護施設の建設を義務付ける規定があった。しかし、この規定は、1965年12月20日の財政再建法(Haushaltssicherungsgesetz)により施行が延期され、1967年12月21日の連邦の財政計画を実現するための法律により、施行が停止された。現在、同法は、第7条(防護施設に係る費用の税制上の取扱い)及び第12条第3項(任意の施設設置の促進)以外廃止されている。

37) Gesetz zur Sanierung des Bundeshaushalts (Haushaltssanierungsgesetz – HsanG) vom 22. Dezember 1999 (BGBl. I S.2534)の第2章による。

38) エルベ川は、チェコに源流を持ち、ドレスデン、マグデブルク、ハンブルクを通過して、北海に注ぐ。2002年には、エルベ川とドナウ川で大きな洪水があり、その被害総額は91億ユーロであった(Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 15/337, S.31)。このために、連邦と州が拠出する基金「復興支援(Aufbauhilfe)」が設立され、被災者や被災自治体の支援が行われた。基金の総額は71億ユーロであった。所得税率の軽減時期の1年延期及び2003年の法人税の引上げによる税収増を基金への拠出金に充てた。Gesetz zur Änderung steuerrechtlicher Vorschriften und zur Errichtung eines Fonds „Aufbauhilfe“ (Flutopfersolidaritätsgesetz) vom 19. September 2002 (BGBl. I S.3651).

政策とは本来関係のない州の防災体制も連動して縮小されたことが反省された<sup>39)</sup>。

2002年の内務大臣会議<sup>40)</sup>において、「ドイツにおける住民保護新戦略<sup>41)</sup>」(以下「新戦略」)が議決された。新戦略は、国家的規模の危機や損害に備え、それらを克服するために、連邦と州の協力関係を最適化することを目指すものである。現在、この新戦略が危険防護政策の基礎となっている。また、州は、連邦に対して、旧来的な防衛事態でない場合でも、連邦がより責任を負うこと、特に、調整・情報伝達の機能を担うことを要請した。

これらを受け、2004年に連邦内務省の下に連邦住民保護・防災支援庁が設置され、以来、住民保護(Bevölkerungsschutz)<sup>42)</sup>のための体制が再び強化されている。連邦住民保護・防災支援庁の名称は、大規模な又は国家的な危機において連邦と州が一層協力することを表している<sup>43)</sup>。同庁は、防災対応の実働組織を持たず、

各組織の調整や住民保護・重要社会基盤保護対策のための計画等を行う<sup>44)</sup>。連邦内務省によれば、住民保護は、警察、連邦軍、国家情報機関と並ぶ国家安全保障の第四の柱である<sup>45)</sup>。

2009年の改正により、民間人保護法は、民間人保護・防災支援法<sup>46)</sup>と改題された<sup>47)</sup>。また、第12条(防災支援の原則)で、「州は、連邦の民間人保護のための制度及び施設を、防災の活動のために使用することができる」旨が再び定められた<sup>48)</sup>。この法律の詳細は、第II章で紹介する。

住民保護に係る現行の主要な法律として、他に、連邦住民保護・防災支援庁設置法<sup>49)</sup>と連邦技術支援隊法(以下「THW法」)<sup>50)</sup>がある。

## II 民間人保護・防災支援法の概要

第I章で触れたとおり、民間人保護・防災支援法は、1957年の第一法律を引き継ぐ1976年

39) Klaus G. Meyer-Teschendorf, „Fortentwicklung der Rechtsgrundlagen für den Bevölkerungsschutz“, *Deutsches Verwaltungsblatt*, 2009, 124 (19), S.1222.

40) Ständige Konferenz der Innenminister und –senatoren der Länder (IMK). 専門分野ごとに州の大臣が集う会議が、連邦参議院に置かれている。

41) Neue Strategien zum Schutz der Bevölkerung in Deutschland. <[http://www.bbk.bund.de/SharedDocs/Downloads/BBK/DE/Publikationen/Wissenschaftsforum/Band-4\\_NeueStrategie.pdf?\\_\\_blob=publicationFile](http://www.bbk.bund.de/SharedDocs/Downloads/BBK/DE/Publikationen/Wissenschaftsforum/Band-4_NeueStrategie.pdf?__blob=publicationFile)>

42) 住民保護(Bevölkerungsschutz)とは、損害事故(Schadensereignisse)の原因を問わず、市民を保護するための公的及び私的な措置の総称である。Ständige Konferenz für Katastrophenvorsorge und Katastrophenschutz, *Wörterbuch für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe*, 2006, S.8.

43) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 15/2286, S.7.

44) それに対して、民間人保護や防災のために機動的な役割を果たす連邦の組織は、連邦技術支援隊、連邦国境警備隊(連邦警察)及び連邦軍である。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 15/2286, S.6.

45) Klaus G. Meyer-Teschendorf „Bevölkerungsschutz im Spannungsfeld des Föderalismus“, Bundesamt für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe, *50 Jahre Zivil- und Bevölkerungsschutz in Deutschland*, 2008, S.102.

46) Gesetz über den Zivilschutz und die Katastrophenhilfe des Bundes (Zivilschutz- und Katastrophenhilfegesetz – ZSKG).

47) Gesetz zur Änderung des Zivilschutzgesetzes (Zivilschutzgesetzänderungsgesetz – ZSGÄndG) vom 2. April 2009 (BGBl. I S.693).

48) 1976年の民間人保護法には同様の定めがあったが、1997年の全面改正時に当該規定は削除されていた。

49) Gesetz über die Errichtung des Bundesamtes für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe (BBKG) vom 27. März 2004 (BGBl. I S.630).

50) Gesetz über das Technische Hilfswerk (THW-Helferrechtsgesetz – THW-Gesetz) vom 22. Januar 1990 (BGBl. I S.118).

の民間人保護法を全面改正した1997年の民間人保護法の2009年以降の名称である<sup>(51)</sup>。冷戦が終了した結果、民間人保護は必要最低限の部分だけ残されることになった。

「民間人保護」や「防災」という概念は、組織ではなく、危険防止(Gefahrenabwehr)の2つの面を示すにすぎない。よって、それぞれに対して別個の組織や施設を用意することは無駄であるという反省から、連邦の制度と州の制度を合理的に一体化して運用するための体制が検討されてきた。この流れは防災拡張法からすでに始まっているが、2001年のアメリカにおける同時多発テロ及び2002年の洪水を受けた内務大臣会議の「新戦略」(2002)、2004年の連邦住民保護・防災支援法の設置を経て一層強化されてきた。民間人保護・防災支援法の中核は、州の防災のための部隊や施設を民間人保護のためにも用い、連邦の民間人保護のための制度や施設を州の防災のためにも用いるという相互の協力関係の原則である。さらに、連邦は、州が防災のために擁する装備や訓練に対して、民間人保護の部分を補完する。

民間人保護・防災支援法は、第1章総則、第2章自己防護、第3章住民への警報、第4章防護建築物、第5章滞在規制、第6章民間人保護における防災組織の関与及び連邦による防災支援、第7章健康保護のための措置、第8章文化財保護の措置、第9章組織及び支援員、第10章民間人保護の費用、第11章過料の規定、第12章補則の各章(全32条)から成る。このうち第2章から第8章までが、民間人保護のための措置である。以下に、同法の主な内容を紹介する。

#### (1) 第1章 総則(第1条～第4条)

最初に、民間人保護とは、「非軍事的措置により、住民、…、生活又は軍事上重要な機関、企業、施設及び設備並びに文化財を戦争から守

り、戦争の影響を除去又は軽減すること」であると定義されている。また、官庁の措置は住民の自助(Selbsthilfe)を補うものという原則を定めている。民間人保護には、具体的には、自己防護、住民への警報、防護建築物、滞在規制、防災、健康保護のための措置、文化財保護のための措置がある(第1条)。

この法律の所管は、連邦住民保護・防災支援庁である。同庁の任務は、統一的な民間防衛計画における連邦の各部門の最高官庁に対する支援、民間防衛の教育及び民間人保護の訓練、住民への警報の際の協力、民間人保護に関する住民への情報提供、民間防衛分野の研究、民間人保護のための装置及び器具の検査等である(第4条)。

#### (2) 第2章 自己防護(第5条)

防衛事態において脅威となる特別な危険に備えた住民の自己防護(Selbstschutz)の組織化、促進、統括及び官庁や企業の自己防護の促進は、市町村の任務である。

#### (3) 第3章 住民への警報(第6条)

連邦は、防衛事態において住民への脅威となる特別な危険を探知する。州はこの危険の警報を行うが、州が防災のために擁する警報装置が民間人保護の目的のために不足する場合には、連邦が補完する。

#### (4) 第4章 防護建築物(第7条～第9条)

既存の防護建築物を維持するための規定のみが置かれている。連邦が過去に建設した公共の防護施設は、市町村が管理及び維持するものとされている(第7条)。

#### (5) 第5章 滞在規制(第10条)

州の最高官庁は、防衛事態において住民への

(51) 第II章の解説は、主に Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 13/4980, 6101, 6669, 16/11338 による。

脅威となる特別な危険から保護するために、滞在場所及び避難について命令を発することができる。州、市町村及び市町村連合は避難を実施し、連邦は必要な支援を行う。

(6) 第6章 民間人保護における防災組織の関与及び連邦による防災支援(第11条～第20条)

州法の規定による防災組織は、防衛事態において民間人保護のための任務を行う。これらの組織は、民間人保護のために補完的な装備及び訓練を受ける(第11条)。

州は、連邦の民間人保護のための制度及び施設を、防災の活動のために使用することができる。ここでいう「民間人保護のための組織」とは、具体的には連邦住民保護・防災支援庁及び連邦技術支援隊である。「民間人保護のための制度」は、衛星警報システム(SatWaS)、連邦・州共同情報分析センター(GMLZ)、国家非常時対策情報システム(deNIS)、被災者・家族支援(NOAH)<sup>52</sup>等である(第12条)。

連邦は、消防、ABC対策<sup>53</sup>、衛生及び看護の分野における防災の装備を補完する。州は、連邦により補完された装備を防災の活動のためにも使用することができる。防災の部隊及び施設の支援員は、消防、ABC対策、衛生及び看

護の分野の任務遂行のために補完的に民間人保護の訓練を受ける(第13条)。

連邦は、州が防災の分野で行う訓練を補強及び補完する訓練を行う。具体的には、連邦と州が共同で行う共同危機管理演習(LÜKEX)、危機管理・非常時計画・民間人保護アカデミー<sup>54</sup>(以下「AKNZ」)がある(第14条)。

連邦住民保護・防災支援庁の組織及び制度は、基本法第35条第1項の規定による職務共助(Amtshilfe)<sup>55</sup>として、州の支援のためにこれを使用することができる。特に、現況把握及びその評価に関するものとして連邦・州共同情報分析センター(GMLZ)、国家非常時対策情報システム(deNIS)がある。被害を受けた州から要請がある場合には、連邦は、支援措置の調整を行う(第16条)。

連邦は、民間人保護のためのリスク分析を行うが、その際、州が防災のために行うリスク分析を取り入れることができる。連邦内務省は、2010年以降毎年、リスク分析の結果を連邦議会に報告する。また、重要社会基盤の保護対策においても、連邦と州は協力する(第18条)。

連邦内務省に、住民保護のための委員会を設置する(保護委員会)<sup>56</sup>。保護委員会の委員は、名誉職として、民間人保護及び防災支援に関す

52) Nachsorge, Opfer- und Angehörigenhilfe (NOAH). 外国で大事故やテロ事件による被害を受けたドイツ人及びその家族に対する精神的ケア。2003年から開始された制度で、2004年から連邦住民保護・防災支援庁に統合された。

53) 核・生物・化学物質による危険からの保護。

54) Akademie für Krisenmanagement, Notfallplanung und Zivilschutz (AKNZ). 1997年に連邦防災専門学校、連邦自己防衛連盟の専門学校と民間防衛アカデミー(注24を参照)が統合して、非常時計画・民間人保護アカデミー(Akademie für Notfallplanung und Zivilschutz)となり、同アカデミーが2002年に現在のAKNZと名称を変えた。

55) 職務共助は、連邦と州が一体となって情報を共有し、また、行為の統一性を保つためのものである。Josef Isensee and Paul Kirchhof, *Handbuch des Staatsrechts, Band IV Aufgaben des Staates*, Heidelberg: C.F.Müller Verlag, 2006, S.273.

56) Kommission zum Schutz der Bevölkerung beim Bundesministerium des Innern. 1950年に、現在のドイツ学術振興会(Deutsche Forschungsgemeinschaft)の前身であるドイツ学術非常時協会(Notgemeinschaft der Deutschen Wissenschaft)に核・生物・化学攻撃からの文民保護委員会(Kommission zum Schutz der Zivilbevölkerung gegen atomare, biologische und chemische Angriffe)が置かれ、この委員会が1961年に内務省下の保護委員会となり、今日に至っている。2009年の民間人保護法の改正で、初めて法的に位置づけられた。

る学術的及び技術的な問題を協議し、委員会は連邦政府に助言を行う（第19条）。

連邦は、民間人保護及び防災の基礎となるボランティアを支援する。この規定は、民間人保護及び防災におけるボランティアの重要性を考慮し、国家の非常時対策におけるボランティアの貢献を尊重する連邦の措置の根拠となる（第20条）。

#### (7) 第7章 健康保護のための措置（第21条～第24条）

州は、防衛事態における住民の健康管理について補完的な措置を計画する（第21条）。

連邦は、防衛事態における住民の健康管理のために、州に対して補完的に衛生物資を供給する。州は、これら衛生物資を防災の活動において使用することができる。連邦政府は、防衛事態における追加的な需要に応じた供給を確保するため、十分な衛生物資を製造業者、卸売業者並びに公立及び病院内の薬局に備蓄することを連邦参議院の同意を必要とする法規命令によって命ずることができる（第23条）。

#### (8) 第9章 組織及び支援員（第26条～第28条）

民間人保護に協力する公的及び民間組織の活動並びにその支援員の権利及び義務は、防災に関する州法の規定に基づく（第26条、第27条）。

#### (9) 第10章 民間人保護の費用（第29条）

連邦は、この法律、この法律に基づく行政規則及び所轄庁の指示により州、市町村及び市町村連合に発生する費用を負担するが、人件費及

び物件費は引き受けない。

### III 住民保護に係る組織・制度

#### 1 連邦住民保護・防災支援庁

2011年現在、連邦住民保護・防災支援庁には、①危機管理、②非常時対策・重要社会基盤・国際協力、③研究技術・健康防護、④民間人保護訓練及び危機管理・非常時計画・民間人保護アカデミーの4つの部がある。職員数は、344名である<sup>57)</sup>。

連邦住民保護・防災支援庁では、様々な危機に対応できるよう広範な取組が行われているが、ここでは、①連邦・州共同情報分析センター（GMLZ）<sup>58)</sup>、②国家非常時対策情報システム（deNIS）<sup>59)</sup>、③衛星警報システム（SatWaS）<sup>60)</sup>、④共同危機管理演習（LÜKEX）<sup>61)</sup>の代表的な4つの制度を紹介する。

##### (1) 連邦・州共同情報分析センター（GMLZ）

連邦・州共同情報分析センター（以下「GMLZ」）は、2002年10月1日に設置され、連邦住民保護・防災支援庁の職員並びに防災支援組織及び州の連絡員が24時間、モニター等を通じて連携をしている。GMLZは、大規模災害時における州や組織を超えた情報・資源管理を保障するものである。GMLZでは、連邦全体の現況を把握するために様々な危険源が常時監視され、解析されている。GMLZは、情報を受信、解析、加工、調整、交換し、複雑な災害の可能性を早期に発見して災害時の被害予想を行っている。これは、連邦、州、様々な組織間の協力と情報交換である。<sup>62)</sup>

<sup>57)</sup> Bundesamt für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe, *Bevölkerungsschutz hat viele Gesichter: Jahresbericht des Bundesamtes für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe 2010*, Bonn, 2011, S.75.

<sup>58)</sup> Gemeinsames Melde- und Lagezentrum von Bund und Ländern.

<sup>59)</sup> deutsches Notfallvorsorgeinformationssystem

<sup>60)</sup> satellitengestütztes Warnsystem

<sup>61)</sup> länderübergreifende Krisenmanagement-Übung

(2) 国家非常時対策情報システム (deNIS)

国家非常時対策情報システム(以下「deNIS」)は、非常時対策のための情報を集めたポータルサイトで、全国民を対象にして官庁や公的な組織の関連サイトを集めた de NIS I<sup>63</sup>と、利用対象を連邦と州の決定権者に限定した de NIS II<sup>plus</sup>がある。de NIS Iは、連邦住民保護・防災支援庁の職員が各サイトの適格性を判断して、組織の種類や災害ごとに作成したリンク集である。de NIS II<sup>plus</sup>は、住民保護・防災のための関係者のネットワークシステムで、大規模災害時の危機管理を支援するものである。現況管理(Lagemanagement)、情報送信(Melde-management)及び資源管理(Ressourcen-management)の3つのモジュールがある。現況管理モジュールでは、災害時の被害状況が地図上に示され、採られた措置が記録される。資源管理モジュールでは、連邦、州及び防災支援組織が擁する人的資源、物的資源及び社会基盤が統括され、申出のあった利用者に提供される。<sup>64</sup>

(3) 衛星警報システム (SatWaS)

連邦が民間人防護のために所有していた警報用のサイレンは、1992年に稼働停止され、その後市町村に無償で譲渡された。現在、災害時

には、まず被災地においてサイレンや拡声器で警報が伝えられるが、さらに広範囲の警報が必要となる場合には衛星警報システム(以下「SatWaS」)が用いられ、これは連邦と州により共同利用されている。SatWaSは、2001年10月15日に導入され、連邦に3か所ある民間人保護連絡所(Zivilschutz-Verbindungsstelle)<sup>65</sup>、ボン警報センター(Warnzentrale Bonn)<sup>66</sup>及び州の情報分析センター(Lagezentren der Länder)<sup>67</sup>に送受信設備が備えられている。警報は、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて即時に伝えられる。<sup>68</sup>

(4) 共同危機管理演習 (LÜKEX)

共同危機管理演習(以下「LÜKEX」)<sup>69</sup>は、連邦及び州<sup>70</sup>の官庁並びに民間企業<sup>71</sup>が共同で2年ごとに行う危機管理演習である。LÜKEXは、これまでに5回行われ、2004年は洪水及び大規模な停電、2005年はスポーツのイベントと関連したテロ(2006年のサッカー・ワールドカップ大会の準備)、2007年は世界的な感染症の流行、2009/10年は核及び化学物質を用いたテロ、2011年はサイバー攻撃というシナリオで行われた。<sup>72</sup>

62) 連邦住民保護・防災支援庁のウェブサイト参照。〈[http://www.bbk.bund.de/DE/AufgabenundAusstattung/Krisenmanagement/GMLZ/GMLZ\\_node.html](http://www.bbk.bund.de/DE/AufgabenundAusstattung/Krisenmanagement/GMLZ/GMLZ_node.html)〉

63) deNIS Iのポータルサイト。〈<http://www.denis.bund.de/index.html>〉

64) 連邦住民保護・防災支援庁のウェブサイト参照。〈[http://www.bbk.bund.de/DE/AufgabenundAusstattung/Krisenmanagement/deNIS/denis\\_node.html](http://www.bbk.bund.de/DE/AufgabenundAusstattung/Krisenmanagement/deNIS/denis_node.html)〉

65) カルカー(ノルトライン・ヴェストファーレン州)、メスシュテッテン(バーデン・ヴェルテンベルク州)、シェーネヴァルデ(ブランデンブルク州)に置かれている。

66) 連邦住民保護・防災支援庁の一部であり、空撃や大規模な放射線被ばくの危険の警報を行う。

67) 各州の内務省に住民保護の情報統括のために置かれている。

68) 連邦住民保護・防災支援庁のウェブサイト参照。〈[http://www.bbk.bund.de/DE/AufgabenundAusstattung/Krisenmanagement/WarnungderBevoelkerung/Warnmittel/SatWas/SatWas\\_einstieg.html](http://www.bbk.bund.de/DE/AufgabenundAusstattung/Krisenmanagement/WarnungderBevoelkerung/Warnmittel/SatWas/SatWas_einstieg.html)〉

69) NATOの枠組みで1960年から1968年に2年ごとに行われた軍事演習FALLEX、1971-1989年のWINTEXに模して行われている。

70) 必ずしも、毎回全州が参加するわけではない。

71) 鉄道、郵便、水道、通信、化学会社などが必要に応じて参加する。

72) *op. cit.* (57), S.71.

## 2 非常事態関係の他の組織

ドイツにおける防災のための主要な組織には、市町村の消防団、連邦技術支援隊、ドイツ赤十字社等がある。それらの組織には多くのボランティアが登録されており、ボランティアは防災活動に不可欠の存在である。

### (1) 消防団 (Feuerwehr)

ドイツには、全国に約3万4千の消防署があり、134万人の消防団員（ボランティア等を含む）<sup>(73)</sup>が消防活動に携わっている。消防団は市町村の所管の下にあり、州の消防法や防災法に基づいて活動を行っている。

### (2) 連邦技術支援隊 (THW)

連邦技術支援隊（以下「THW」）は、民間人保護及び防災における救護のための技術的な支援を行う組織として、1953年の連邦内務省の通知<sup>(74)</sup>によって連邦内務省の下に設置された。THWは、1990年のTHW法により、ようやくその活動の法律上の根拠を得た。THWの任務は、民間人保護・防災支援法に基づく支援、連邦政府の指示による国外における支援、危険防止を所管する機関の要請を受けた災害、公的な

非常事態<sup>(75)</sup>及び大規模事故の救助における支援である（THW法第1条）。

THWでは、800人の職員と8万人のボランティアによる支援員（18歳～60歳）が活動に携わっている。本部はボンにあり、全国に668の支部がある<sup>(76)</sup>。2010年には、ドイツ国内外で合計85万時間の支援活動があった。これは2009年に比して40%多いが、その主な要因は、2010年1月のハイチ地震、1月から3月のドイツ国内の大雪等、自然災害によるものであった<sup>(77)</sup>。

支援員が活動や訓練に参加する場合には、支援員及びその雇用主に金銭的な不利益は生じない（THW法第3条）。支援員として4年以上民間人保護又は防災の活動に携わった者は、徴兵（Wehrdienst）又は非軍事役務（Zivildienst）を免除される（徴兵法第13a条及び非軍事役務法第14条）。しかし、2011年7月に徴兵及び非軍事役務は停止され<sup>(78)</sup>、このことは、THWの今後の支援員の人数にも影響を与えると見られている<sup>(79)</sup>。

### (3) ドイツ赤十字社等

ドイツでは、キリスト教の伝統によりボランティア精神が強く、ボランティア活動が盛んである。

(73) 工場消防団 (Werkfeuerwehr) や青少年消防団 (Jugendfeuerwehr) も含む。ドイツ消防団連盟 (Deutscher Feuerwehrverband) のウェブサイト参照。〈<http://www.dfv.org/>〉ドイツの消防の仕組みについては、海外消防情報センター編『ドイツの消防事情 (新版)』(海外消防情報シリーズ2) 2010を参照。

(74) Erlaß über die Einrichtung des Technischen Hilfswerks (THW) als nichtrechtsfähige Bundesanstalt am 25. Augst 1953 (GMBL. S.507) . 1950年に連邦内務大臣のハイネマン (Gustav Heinemann) がルミチュ (Otto Lummitzsch) (第一次世界大戦の将校で後に技術支援組織の長となった) に、文民保護組織 (ein ziviler Ordnungsdienst) の立ち上げを命じた。op. cit. (21), S.11.

(75) öffentliche Notstände. 州の消防法の概念である。バーデン・ヴュルテンベルク州の消防法第2条によれば、「公的な非常事態」とは、自然事象又は事故等によるもので、人間及び動物の生命及び健康又は他の重要な法益にとって現前又は直接の危険となるもの、不特定多数の公衆が直接被害を受けるもの及び当該危険又は被害の開始が極めて迅速な措置によってのみ除去及び阻止することができるものである。

(76) THWのウェブサイト参照。〈[http://www.thw.de/DE/Startseite/startseite\\_node.html](http://www.thw.de/DE/Startseite/startseite_node.html)〉

(77) Technisches Hilfswerk, 2010 Jahresbericht, 2011, S.7.

(78) 渡辺富久子「徴兵制を停止」『外国の立法』No.248-1, 2011.7, pp.14-15. 〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02480107.pdf>〉

(79) THWでボランティアをすることにより徴兵又は非軍事役務を免除された者が毎年数千人おり、そのうち70%が4年経過後もボランティアを続けている。THWのウェブサイト参照。〈[http://www.thw.de/SharedDocs/Meldungen/DE/Meldungen/national/2011/07/meldung\\_001\\_wehrpflicht\\_ausgesetzt.html](http://www.thw.de/SharedDocs/Meldungen/DE/Meldungen/national/2011/07/meldung_001_wehrpflicht_ausgesetzt.html)〉

民間人保護及び防災に関わる主要なボランティア組織として、サマリヤ奉仕団 (ASB)<sup>(80)</sup>、ドイツ救命協会 (DLRG)<sup>(81)</sup>、ドイツ赤十字社 (DRK)<sup>(82)</sup>、ヨハネ惨事救護会 (JUH)<sup>(83)</sup>、マルタ救護奉仕会 (MHD)<sup>(84)</sup>がある。これらの多くは、社会福祉活動も同時に行っている。各組織の概要は、末尾の表2のとおりである。

## おわりに

以上に見たように、ドイツにおける防災は州と市町村の所掌事務であるが、連邦が民間人保護のために必要な装備や訓練を補完し、それらの装備や人員は災害時にも有事にも出動する態勢を整えているというユニークな制度となっている。

災害時や有事に出動する人員の多くは、消防団や連邦技術支援隊、ボランティア組織に所属するボランティア支援員であり、ボランティアなしには成り立たなくなっている。しかし、徴兵の停止、若年世代の人口の減少、労働環境の変化等により、これまでのようにボランティアを確保することは難しくなっており、ボランティアの確保が大きな課題となっている。このため、新たな体制の模索も行われている<sup>(85)</sup>。

また、連邦住民保護・防災支援庁が行う、旧来的な有事に代わる国際テロや気候変動などの新しい危機に備えた対策が重要である。予測不能な危機に柔軟に対応するためにも、連邦、州、市町村の連携強化が一層必要となっている。

(わたなべ ふくこ)

---

(80) Arbeiter-Samariter-Bund Deutschland e.V. (ASB).

(81) Deutsche Lebens-Rettungs-Gesellschaft (DLRG).

(82) Deutsches Rotes Kreuz (DRK).

(83) Johanniter-Unfall-Hilfe (JUH).

(84) Malteser-Hilfsdienst (MHD).

(85) 連邦住民保護・防災支援庁のウェブサイトを参照。〈[http://www.bbk.bund.de/DE/AufgabenundAusstattung/FoerderungEhrenamt/Ehrenamt\\_einstieg.html](http://www.bbk.bund.de/DE/AufgabenundAusstattung/FoerderungEhrenamt/Ehrenamt_einstieg.html)〉

表1 民間人保護に係る主要な法律

制定年月日	法令名
1957.10.9	文民の保護のための措置を定める第一法律（→1976年に全面改正）（解説注18参照）
1958.12.5	文民保護庁を設置する法律（→1974年に連邦民間人保護庁を設置する法律と改題、同庁は1999年に廃止される）（解説注20, 37参照）
1961.9.27	連邦給付法 — Bundesleistungsgesetz, in der Fassung der Bekanntmachung vom 27. September 1961 (BGBl. I S. 1769) (注1)
1965.8.12	民間人防護隊に関する法律（→1990年に廃止） — Gesetz über das Zivilschutzkorps vom 12. Augst 1965 (BGBl. I S.782) (注2)
1965.8.24	経済確保法（解説注22参照）
1965.8.24	交通確保法（解説注23参照）
1965.8.24	食糧確保法（解説注24参照）
1965.8.24	用水確保法（解説注25参照）
1965.9.9	防護建築法（→1997年に廃止）（解説注36参照）
1965.9.9	自己防護法（→1968年に廃止） — Gesetz über den Selbstschutz der Zivilbevölkerung (Selbstschutzgesetz) vom 9. September 1965 (BGBl. I S.1240) (注3)
1968.7.9	防災拡張法（→1997年に一部を除き廃止）（解説注27参照）
1968.7.9	労務確保法 — Gesetz zur Sicherstellung von Arbeitsleistungen für Zwecke der Verteidigung einschließlich des Schutzes der Zivilebevölkerung (Arbeitssicherstellungsgesetz) vom 9. Juli 1968 (BGBl. I S.787)
1974.7.10	文民保護庁を設置する法律及び防災拡張法を改正する法律（解説注29参照）
1974.12.20	石油、天然ガスエネルギー安定法 — Gesetz zur Sicherstellung der Energieversorgung bei Gefährdung oder Störung der Einfuhren von Erdöl, Erdölerzeugnissen oder Erdgas vom 20. Dezember 1974 (BGBl. I S.3681)
1976.8.9	民間人保護法（→1997年に廃止）（解説注31参照）
1990.1.22	連邦技術支援隊に関する法律（解説注50参照）
1990.8.20	食糧準備法 — Ernährungsvorsorgegesetz vom 20. Augst 1990 (BGBl. I S.1766)
1994.9.14	郵便・通信確保法 — Gesetz zur Sicherstellung des Postwesens und der Telekommunikation vom 14. September 1994 (BGBl. I S.2325)
1997.3.25	民間人保護法（→2009年に民間人保護・防災支援法と改題）（解説注35参照）
2002.1.9	国際テロ対策法 — Gesetz zur Bekämpfung des internationalen Terrorismus vom 9. Januar 2002 (BGBl. I S.361)
2004.5.1	連邦住民保護・防災支援庁を設置する法律（解説注49参照）
2009.4.2	民間人保護法を改正する法律（解説注47参照）

\* 太字の法令名は現行の法律。

(注1) 防衛事態や自由で民主的な秩序の存立に対する危険がある場合に、動産の引渡や工場労役を官庁が強制的に課することができることを定めた法律。1956年に定められた法律で、現行の非常事態法の中でもっとも古い。

(注2) 1965年12月20日の財政再建法及び1967年12月21日の連邦の財政計画を実現するための法律により、民間人防護隊の創設は無期限に行わないこととされた。1990年1月23日の災害防護拡張法等を改正する法律によって廃止された。

(注3) 1965年12月20日の財政再建法により施行が延期され、1968年の災害防護拡張法第10条及び第11条に吸収された。

(出典) Bundesamt für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe, *50 Jahre Zivil- und Bevölkerungsschutz in Deutschland*, 2008等を参照して筆者作成。

(表2) 民間人保護・防災に関わる主要ボランティア組織

	サマリヤ奉仕団	ドイツ救命協会	ドイツ赤十字社	ヨハネ惨事救護会	マルタ救護奉仕会
創設年	1888	1913	1921	1952	1953
会員 / 支援者	107 万人	57 万人	410 万人	150 万人	80 万人
活動員	職員 3 万人、 ボランティア 1 万 2 千人、 FSJ <sup>(注1)</sup> 800 人、 非軍事役務 1,300 人	職員 200 人、 ボランティア 55 万 8 千人	職員 9 万人、 ボランティア 29 万人、 青少年 10 万 5 千人、 看護師 2 万人、 非軍事役務 1 万 4 千人	職員 8 千人、 ボランティア 1 万 5 千人	職員 3,700 人、 ボランティア 3 万人
備考		水難救助を主とする		プロテスタント	カトリック

(注1) Freiwilliges Soziales Jahr (社会活動ボランティア年). 州が所管するボランティア制度。他にも環境保護ボランティア年がある。27 歳未満の若者のための制度で、6～18 か月間である。

出典：Ständige Konferenz für Katastrophenvorsorge und Katastrophenschutz, *Wörterbuch für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe*, 2006, S.4, 21, 41, 47 等を参照して筆者作成。

# 民間人保護及び連邦の防災支援に関する法律（民間人保護・防災支援法）

Gesetz über den Zivilschutz und die Katastrophenhilfe des Bundes  
(Zivilschutz- und Katastrophenhilfegesetz - ZSKG)

海外立法情報課 渡辺 富久子訳

## 第1章 総則

### 第1条 民間人保護の任務

- (1) 民間人保護（Zivilschutz）の任務は、非軍事的措置により、住民（Bevölkerung）、住民の住居及び職場、生活又は軍事上重要な機関、企業、施設（Einrichtungen）及び設備（Anlagen）並びに文化財を戦争から守り、戦争の影響を除去又は軽減することである。官庁の措置は、住民の自助を補うものである。
- (2) 民間人保護には、特に次の各号の事項を含む。
1. 自己防護
  2. 住民への警報
  3. 防護建築物
  4. 滞在規制
  5. 第11条の規定による防災
  6. 健康保護のための措置
  7. 文化財保護のための措置

### 第2条 委任行政

- (1) この法律の実施は、州並びに市町村及び市町村連合が処理する場合に限り、連邦委任事務とみなす。別段の定めがある場合を除き、所轄庁及び行政手続は、防災に関する州法で定める。
- (2) 州政府は、複数の市町村、市町村組合

(kommunale Zusammenschlüsse) 又は市町村連合が民間人保護の任務のすべて又は一部を共同で行う旨及びその統括責任者を法令で定める権限を有する。州政府は、この権限を州の最高官庁に委任することができる。

(3) (削除)

### 第3条 国際法上の地位

- (1) 民間人保護のための部隊（Einheiten）、施設及び設備は、戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（連邦法律公報1954年第II部781頁）第63条<sup>(1)</sup>及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（連邦法律公報1990年第II部1550頁）第61条<sup>(2)</sup>に規定する要件を満たすものとする。
- (2) この法律は、国内赤十字社として承認されたドイツ赤十字社並びに国際人道法の規定による他のボランティア救援組織及びその職員に地位に影響を及ぼすものではない。

### 第4条 連邦における文民保護

(Zivilbevölkerung) を所管する官庁

- (1) 連邦住民保護・防災支援庁は、この法律に基づく連邦の行政事務の遂行を任務とする。
- 連邦住民保護・防災支援庁は、特に次に掲げ

\* Zivilschutz- und Katastrophenhilfegesetz vom 25. März 1997 (BGBl. I S.726), das zuletzt durch Artikel 2 Nummer 1 des Gesetzes vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S.2350) geändert worden ist. 以下、注はすべて訳者注である。訳文中 [] 内の語句は、訳者が補ったものである。

(1) 戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約第63条は、各国赤十字社その他の救済団体は、占領国の措置に従うことを条件として、その活動を遂行することが許される旨定めている。

(2) 1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）第61条は、「文民保護」、「文民保護組織」、文民保護組織の「要員」、文民保護組織の「物品」を定義している。

る事務をつかさどる。

1. 統一的な民間防衛計画における連邦の各部門の最高官庁に対する支援
  2.
    - a) 民間防衛を担当する職員の教育並びに民間人保護に従事する防災組織の幹部及び指導員の訓練 (Ausbildung)
    - b) 自己防護を含む民間人保護の訓練内容の企画
    - c) この法律第5条第1項に規定する事務の遂行における市町村及び市町村連合に対する支援
  3. 住民への警報の際の協力
  4. 民間人保護に関する情報、特に提供する保護及び支援に関する情報の住民への提供
  5. 民間防衛の分野における技術的及び学術的研究のための州との協議による課題設定、研究結果の評価並びに刊行物の収集及び評価
  6. 専ら又は主として民間人保護の用に供する装置及び器具の検査並びにこれらの物品の許可、規格及び品質保証における協力
- (2) 基本法第85条第4項<sup>3)</sup>の規定に基づき民間人保護の分野において連邦政府が有する権限は、連邦住民保護・防災支援庁に委任されるものとする。

## 第2章 自己防護

### 第5条 自己防護

- (1) 防衛事態において脅威となる特別な危険に備えた住民の自己防護 (Selbstschutz) の組織化、促進及び統括並びに官庁及び企業の自己防護の促進は、市町村が行うものとする。
- (2) 市町村は、住民に対する情報提供及び住民

の訓練のため、並びに自己防護に関するその他の事項について、第26条に規定する協力をを行う組織を用いることができる。

- (3) 郡に属する市町村は、自己防護の措置のために、郡の一般行政官庁の支援を受ける。
- (4) 防衛事態において、市町村は、攻撃を受けた際の住民の自己防護の行動に関する一般命令を発することができる。前段の命令には、特別な形式を要しない。

## 第3章 住民への警報

### 第6条 住民への警報

- (1) 連邦は、防衛事態において住民への脅威となる特別な危険を探知する。
- (2) 災害時の警報を所管する州の官庁は、連邦委任事務として、防衛事態において住民への脅威となる特別な危険を警報する。防災用の警報装置において、民間人保護の目的のために不足がある場合には、連邦がその不足分を補完する。
- (3) 連邦政府は、この法律の実施のために、防衛事態における住民への警報の手続、特に連邦と州との情報交換、危険警報放送及び行動基準の命令に関する細則を連邦参議院の同意を必要とする法規命令で定めることができる。

## 第4章 防護建築物

### 第7条 公共の防護施設

- (1) 公共の防護施設とは、連邦の予算で改築した防空壕及び坑道並びに多目的建築物として地下の建築施設に設けられた住民保護のため

(3) 基本法第85条第4項は、連邦が州に委任する任務について、連邦政府が有する権限を定めている。「連邦の監督は、法執行の適法性及び合目的性に及ぶ。連邦政府は、この目的のために報告及び書類の提出を要求し、受託者をすべての官庁に派遣することができる。」高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集 (第6版)』信山社, 2010, pp.259-260. を参照。

の防護施設をいう。公共の防護施設は、市町村により管理及び維持される。防護施設の平和的利用による収入は、市町村の収入とする。公共の防護施設が他の施設と一体的に運営されている場合には、防護施設の管理及び維持並びにその装備は敷地の所有者に委託することができる。これに必要な費用は、市町村が敷地の所有者に対して支払う。

- (2) 州法の規定による所轄庁の許可がなければ、土地及び建築物に対して、公共の防護施設としての利用を阻害するおそれのある変更を加えてはならない。連邦が所有する建築物にあっては、連邦内務省が許可を行う。
- (3) 第1項及び第2項の規定は、ドイツ統一条約第3条に掲げる地域<sup>(4)</sup>の防護施設で連邦内務省により公共の防護施設として承認されたもの及び防衛事態における住民の健康管理を目的としてこれまでに設置された防護建築物の維持管理についても適用する。

## 第8条 家庭用防護施設

- (1) 連邦の補助金を得て、又は税制上の優遇措置を受けて設けられた家庭用防護施設は、所有者又は利用権者が、その要件を満たす状態を維持しなければならない。州法の規定による所轄庁の許可がなければ、防護施設としての利用を阻害するおそれのある変更を加えてはならない。
- (2) 所有者又は利用権者は、危険がある場合には、防護施設の利用が承認されている者に対して共同利用を許可しなければならない。

## 第9条 企業の建築上の防護

連邦の最高官庁は、生活上又は軍事上重要

な設備及び施設の保護のために、その所掌事務の範囲内において建築上の防護措置に関する規則を定めることができる。

## 第5章 滞在規制

### 第10条 滞在規制

- (1) 州の最高官庁又は州法の規定による所轄機関は、防衛事態において住民への脅威となる特別な危険から保護するため又は防衛目的のため、基本法第80a条<sup>(5)</sup>の基準に従って次に掲げる事項を命ずることができる。
  1. 個別の滞在場所からの退避許可又は特定の地域への立入禁止
  2. 特に危険な地域の住民の一時避難
- (2) 州、市町村及び市町村連合は、避難の実施又は避難住民の受入及び補給のために必要な準備及び措置を行う義務を負う。連邦の所轄庁は、必要な支援を行う。

## 第6章 民間人保護における防災組織の関与及び連邦による防災支援

### 第11条 民間人保護における防災組織の関与

- (1) 州法の規定により防災に協力する部隊及び施設は、防衛事態において脅威となる特別な危険及び損害から住民を保護する活動を行う。これらの部隊及び施設は、当該目的のために補完的な装備及び訓練を受ける。連邦内務省は、州の最高官庁と協議して、補完する内容及び範囲を定める。
- (2) 連邦技術支援隊の組織及び施設は、防衛事態においては、第1項の活動を行う防災組織を強化する。

(4) 旧東ドイツの諸州。

(5) 基本法第80a条は、連邦法において、当該条の基準に従ってのみ法規定を適用する旨が規定されているときは、その適用は、防衛上の緊急事態、緊迫事態、同意事態に限ることを定めている。

## 第12条 防災支援の原則

州は、連邦の民間人保護の制度 (Vorhaltenungen) 及び施設を、防災の活動のために使用することができる。

## 第13条 装備

- (1) 連邦は、消防、ABC対策<sup>(6)</sup>、衛生及び看護の分野における防災の装備を補完する。
- (2) 連邦は、補完的な装備を提供するものとする。州は、防災官庁に対して装備を割り当てる。防災官庁は、装備を部隊及び施設の責任者に委任することができる。
- (3) 民間人保護のために連邦が州に補完的に提供した装備について、州は、防災の活動のために追加的に使用することができる。
- (4) 第1項の活動のため出動が予定されている防災の部隊及び施設の支援員は、その訓練において、第11条に規定する活動を行うために補完的に民間人保護の訓練を受ける。

## 第14条 訓練及び継続訓練

連邦住民保護・防災支援庁が第4条第1項第2文第2号aの規定により行う訓練及び継続訓練は、州の決定責任者、幹部その他専門員の災害及び大事故への対処の準備にも資するものとし、特に、2以上の所轄庁及び2以上の州にわたる危機管理のための演習の計画、実行及び評価を含むものとする。連邦の訓練及び継続訓練は、州が防災の分野で行う訓練を補強及び補完するものとする。

## 第15条 防災官庁の任務

防災官庁は、防災の分野におけるすべての支援措置を統括し、及び調整する。防災官庁は、この法律による任務を行う防災の部隊及

び組織を監督する。防災官庁は、防災の分野の部隊の責任者に対して、補完的訓練の開催並びに補完的な装備及びその維持管理について指示をすることができる。連邦技術支援隊法第1条第2項第1号の規定により民間人保護における技術支援の委任又は授権を受けた連邦技術支援隊の組織及び施設は、この法律の規定により出動し、及び演習を命ぜられた場合においては、防災官庁の監督を受ける。

## 第16条 調整措置；資源管理

- (1) 連邦住民保護・防災支援庁の施設及び制度、特に現況の把握及びその評価並びに不足資源の証明及び斡旋に関するものは、基本法第35条第1項の規定による職務共助として、州の支援のためにこれを使用することができる。
- (2) 当該州からの要請がある場合には、第1項の支援は、連邦による支援措置の調整を含むものとする。連邦は、当該州と協議して、調整に係る措置を決定する。
- (3) この法律は、実効的な危機管理に関する州の所掌事務を変更するものではない。
- (4) 連邦は、調整機能を果たす。この法律は、連邦の任務に関する連邦固有の危機管理体制に変更を生じさせるものではない。

## 第17条 データの収集及び使用

- (1) 連邦住民保護・防災支援庁は、第16条に規定する事務を遂行するために必要な場合に限り、民間人保護及び防災に関連する支援、目標物及び社会基盤施設に関連するデータを、個人データを含めて、収集し及び使用することができる。特に、次に掲げる事項のデータが含まれる。

(6) 核・生物・化学物質による危険からの保護。atomar, biologisch und chemisch の略語。英語ではNBC(nuclear, biological and chemical) と略される。

1. 一般的な危険防護のために使用可能な人員、物資及び社会基盤施設
  2. 損害が起きた場合に追加的な危険が発生しうる企業及び施設（リスクの可能性）
  3. 住民への供給に甚大な影響を及ぼす社会基盤（重要社会基盤）
  4. その象徴又は規模により攻撃目標となる可能性のあるもの（危険な目標物）
- (2) 第1項の規定により収集される個人データは、連邦住民保護・防災支援庁の見地から当該データが現況の把握及びその評価又は不足資源の証明及び斡旋のために必要な場合に限り、民間人保護及び防災に協力する公的及び非公的機関に限りて伝達することができる。これらの機関は、伝達の要請をする必要はない。
- (3) この条の規定の実施に関し必要な細則は、連邦内務省が連邦参議院の同意を必要とする法規命令で定める。法規命令では、特に、収集及び使用することができるデータの種類並びにデータを削除すべき日を定めなければならない。

#### 第18条 連邦及び州の協力

- (1) 連邦は、州と協力して、民間人保護のため連邦全域についてリスク分析を行う。連邦内務省は、2010年以降毎年、第1文に規定するリスク分析の結果を連邦議会に報告する。保護委員会によって危険報告書が作成された年には、連邦内務省は、連邦議会に対して更にその報告を行う。
- (2) 連邦は、その所掌事務の範囲内において、重要社会基盤の保護について州に対して助言及び支援を行う。
- (3) 連邦は、自然災害及び特に重大な事故にあっても全州の防災官庁の効率的な協力のために必要な限り、州と協議して、州の防災の活動のための勧告にも資する民間人保護の基

準及び基本方針を作成する。

#### 第19条 保護委員会（Schutzkommission）

- (1) 連邦内務省に、文民保護委員会を置く。
- (2) 委員は、名誉職として、民間人保護及び防災支援に関する学術的及び技術的な問題を協議する。
- (3) 委員会の庶務は、連邦住民保護・防災支援庁において処理する。

#### 第20条 ボランティアの支援

連邦は、民間人保護及び防災の基礎となるボランティアを支援する。

#### 第7章 健康保護のための措置

#### 第21条 健康管理計画

- (1) 州法の規定による所轄庁は、防衛事態における住民の健康管理について補完的な措置を計画しなければならない。当該所轄庁は、特に、既存施設の利用可能性及び拡張可能性並びに予想される人員及び物資の需要を調査し、受給調整の所轄庁に伝達する。計画においては、連邦軍の保健及び衛生を担当する部門と緊密に協力しなければならない。第1文に規定する所轄庁が保健庁でない場合には、計画においてそれらの所轄庁を関与させなければならない。
- (2) 医師、歯科医師、獣医師及び薬剤師の法定職能団体、保健医及び保健医団体並びに健康管理施設の責任者及びその団体は、計画及び受給調査に協力し、所轄庁を支援する。
- (3) 健康管理施設の責任者は、第1項の規定による目的のために、要求に応じて情報を提供し、通常の開業及び営業時間中の事業所及び営業所への立入りを受忍しなければならない。これにより得た情報は、この法律の目的のため、又は防災の活動に必要な場合に限り、

使用することができる。

- (4) 所轄庁は、次に掲げる者に対して、それぞれ次に定める計画の作成及び更新を命ずることができる。
1. 病院の責任者 健康管理のための出動及び警報計画
  2. 家畜衛生を所管する官庁 家畜伝染病対策のための計画

## 第22条 出動準備体制の強化

- (1) 州法の規定による所轄庁は、連邦政府の規制緩和により、次に掲げる事項を命ずることができる。
1. 健康管理施設は、防衛事態において、必要に応じてその供給能力を変更及び強化し、出動準備体制を整備しなければならないこと。
  2. 防災官庁に救護実施事務所を置き、その下にある救護所を常に受入可能な状態に置き及び医師の指導のもとに入院施設の割当を定めなければならないこと。
  3. すべての入院施設は、所管区域内の救護実施事務所と連携しなければならないこと。
- (2) 連邦政府は、健康管理施設における労働力を確保するために、労働力確保法第2条第2号及び第3号<sup>(7)</sup>の規定により労働関係に基づく義務を課することができる兵役義務者及び女性のうち、保健医療職及び保健医療補助職の資格を有する者で、登録義務の始期までの10年未満の間その職業に従事していないものについて、所管区域内の公共職業安定所に登録しなければならないことを法規命令で定めることができる。法規命令は、特に、登録

義務の始期、登録義務を課される職業集団、登録に必要な届出事項及び使用目的限定の原則を考慮して個人情報の保護について定めなければならない。

- (3) 第2項の法規命令は、ボランティアによっては労働力需要が満たされない場合に限り、これを発することができる。この法規命令は、連邦議会及び連邦参議院が要求する場合には、これを廃止しなければならない。第2文の規定は、第1項の規定による命令について準用する。

## 第23条 衛生物資の備蓄

- (1) 連邦は、防衛事態における住民の健康管理のために、州に対して補完的に衛生物資を供給する。州は、これら衛生物資を防災の活動において追加的に使用することができる。州は、これら衛生物資を防災対策にも使用することができる。
- (2) 連邦内務省は、連邦保健省と協議して、防衛事態における追加的な需要に応じた供給を確保するため、連邦参議院の同意を必要とする法規命令で定めるところにより、基本法第80a条の基準に従って十分な衛生物資を製造業者、卸売業者並びに公立薬局及び病院内の薬局に備蓄することを命ずることができる。この場合においては、2006年10月31日の文言における経済確保法第4条、第8条及び第13条から第16条<sup>(8)</sup>までの規定を準用する。

## 第24条 応急処置訓練及び介護補助訓練

連邦は、第26条第1項に規定する協力を行う民間組織を利用して、次に掲げる事項に

(7) 労働力確保法第2条（労働力確保のための措置）によれば、文民保護を含む防衛のために、兵役義務者に対して労働関係に基づく義務を課することができる（第2号）、18歳から55歳までの女性に対して非軍事的な衛生業務及び野戦病院における労働関係に基づく義務を課することができる（第3号）。

(8) 経済確保法第4条（備蓄）、第8条（法律の実施）、第13条（費用）、第14条（情報提供）、第15条（補償）、第16条（苛酷な場合における補償）。

ついて住民の訓練を促進する。

1. 自己防護における応急処置
2. 介護補助

## 第8章 文化財保護の措置

### 第25条 文化財保護

文化財保護の措置は、1971年8月10日の法律（連邦法律公報第Ⅱ部1025頁）第1章により改正された武力紛争の際の文化財の保護に関する1954年5月14日の条約に関する法律（連邦法律公報1967年第Ⅱ部1233頁）の規定に基づいて行う。

## 第9章 組織及び支援員

### 第26条 組織の協力

- (1) この法律の規定に基づく任務の遂行における公的組織及び民間組織の協力は、防災に関する州法で定める。サマリヤ奉仕団、ドイツ救命協会、ドイツ赤十字社、ヨハネ惨事救護会及びマルタ救護奉仕会は、特に協力に適した組織とする。
- (2) 前項の協力をする公的組織及び民間組織は、必要数の支援員を訓練し、補完的な装備及びその維持を行い、部隊及び施設の出動準備体制を確保する。
- (3) 協力をする民間組織は、この法律の規定に基づく任務の遂行のために、第29条の基準に従って資金の交付を受ける。協力をする民間組織は、防災及び民間人保護の任務が阻害されない場合に限り、割り当てられた補完的な装備を自らの目的のために利用することができる。
- (4) 公的な任務を遂行する他の官庁、機関及び責任者の協力は、州の防災法で定める。連邦の官庁及び機関並びにその監督下にある公法上の法人は、協力する義務を負う。

### 第27条 支援員の法的関係

- (1) 民間人保護に協力する支援員の権利及び義務は、この法律又は連邦の他の法令に別段の定めがない限り、防災に関する州法で定める。
- (2) 民間人保護及び防災におけるボランティア活動のために兵役又は非軍事役務を免除された支援員は、民間人保護及び防災に協力する義務を負う。

### 第28条 個人的な支援

- (1) 防災官庁は、既存の労働力が十分でない場合には、防衛事態において脅威となる特別な危険及び損害の防止対策のため、個別に18歳から60歳までの男女に対して支援を行う義務を課することができる。支援のために徴集された者又は防災官庁の了解を得てボランティアとして支援に協力する者は、支援の間、支援員としての法的地位を有する。[18歳から60歳までの男女に対して]義務を課するときには、生活上又は軍事上重要な事務を所管する官庁及び企業の需要を考慮しなければならない。
- (2) 支援を行う義務を課された者は、第26条第1項に規定する協力を行う組織に配置することができる。この場合には、[当該組織に支援員として配置された者が]専門的任務に必要な適性を欠くとき又は正当な理由により当該組織に出動することができないときには、支援員として配置された者は、その出動を拒否することができる。
- (3) 前各項の義務は、各四半期につき10日を超えてはならない。

## 第10章 民間人保護の費用

### 第29条 費用

- (1) 連邦は、この法律、この法律の規定に基づく行政規則及び所轄庁の指示により州、市町

村及び市町村連合に発生する費用を負担するが、ただし、人件費及び物件費は、この限りでない。

(2) 支出は、連邦の会計において行うが、これと関連する収入は、連邦の収入とする。支出及び収入については、連邦の予算法に関する規定を適用する。予算執行の責任を有する連邦官庁は、所管する州の最高官庁に権限を委任し、当該支出及び収入について州及び市町村の所轄庁の会計に関する州法の規定を適用することを許可することができる。

(3) 2010年以降、第13条の規定に基づく計画上の車両及び支援員に関する費用の連邦の負担基準は、本項の定めるところによるが、次に掲げる費用は、一括してその償還を受ける。

1. 車両及び個人用ABC保護防具の保管の費用
2. 支援員の医療検診及び訓練の費用
3. 複雑なABC事態において特殊技術を有する地域の出動部隊を支援するための分析タスク・フォースを常に投入可能な状態に置くための費用

補完的な装備の保守及び修理に係る費用は、その支出の証明があったものにつき支給する。防災官庁及び民間組織との関係においては、支出の証明及び証明義務は、連邦予算法及びこれに基づいて制定された行政規則における補助金の際の証明手続に関する規定に基づく。

(4) 連邦が調達した民間人保護の装備及び設備を災害又は事故の際に使用することによって連邦に発生した費用は、当該任務の責任者からその償還を受けるものとするが、この使用が同時に主として民間人保護のための研修目的に資する場合には、この限りでない。

(5) 第22条第1項の規定による措置に要した費用は、当該措置の義務を負う者からその償還を受ける。

## 第11章 過料の規定

### 第30条 過料の規定

(1) 故意又は過失により第5条第4項第1文、第10条第1項、第21条第4項又は第22条第1項の規定による命令に違反する行為をした者は、秩序違反とする。

(2) 故意又は過失により次に掲げる行為をした者は、秩序違反とする。

1. 第22条第2項第1文の規定に基づく法規命令において、特定の要件について過料に関するこの条の規定を引用する場合にあっては、当該法規命令に違反した者
2. 協力に関する第27条第2項の規定に違反した者
3. 第28条第1項第1文の規定による命令に違反した者

(3) 違反行為をした者に対しては、第1項の場合にあっては1万ユーロ以下、第2項の場合にあっては1千ユーロ以下の過料を科することができる。

(4) 秩序違反法第36条第1項第1号<sup>(9)</sup>の行政庁は、次に掲げるものとする。

1. 第1項の場合にあっては、命令を発した官庁
2. 第2項第1号の場合にあっては、公共職業安定所
3. 第2項第2号の場合にあっては連邦技術支援隊が支援員のために、その他の場合及び第2項第3号の場合にあっては防災官庁

(9) 秩序違反法第36条は、過料の手続を実施する行政庁について定めている。

## 第12章 補則

### 第31条 基本権の制限

身体の不可侵（基本法第2条第2項第1文）、人身の自由（基本法第2条第2項第2文）、移動の自由（基本法第11条第1項）及び住居の不可侵（基本法第13条）に関する基本権は、この法律で定める基準に従って制限される。

### 第32条 都市州条項

ベルリン州、ブレーメン州及びハンブルク州の議会は、当該各州の特別な行政機構に鑑みて、この法律の規定にかかわらず所轄庁を定め、特に、市町村及び市町村連合の任務を遂行する機関をこの法律で定める基準に従って定めることができる。

（わたなべ ふくこ）

# 連邦技術支援隊法

Gesetz über das Technische Hilfswerk (THW-Helferrechtsgesetz – THW-Gesetz)

海外立法情報課 渡辺 富久子訳

## 第1条 組織、任務及び権限

- (1) 連邦技術支援隊は、連邦内務省の下に独立して行政下部組織を有する連邦施設 (Bundesanstalt) とし、法人格を有しない。連邦技術支援隊は、ボランティアの支援員及び正職員により構成される。
- (2) 連邦技術支援隊は、次の各号に掲げる支援を行う。
  1. 民間人保護・防災支援法に基づく支援
  2. 連邦政府の指示による国外における支援
  3. 災害、公的な非常事態及び大規模事故の救助における支援であって、危険防止を所管する機関の要請に応じて行うもの
  4. 滞在規制
- (3) 第2項に規定する任務を実施するために、連邦技術支援隊に、支援員をもって組織される部隊及び施設を置く。地方支部に属する支援員は、次項に規定する特殊な公法上の勤務関係にあるものとする。
- (4) 連邦技術支援隊の部隊は、災害、公的な非常事態及び大規模事故の救助においては、要請機関の専門的指示に従う。この場合において、支援員の権限は、部隊長 (Einsatzleitung) の指示及び法令上の権限に基づく。

## 第2条 支援員

- (1) この法律において支援員とは、自発意思により連邦技術支援隊の名誉職として役務提供義務を負う者をいう。
- (2) 支援員は、与えられた任務を遂行し、役務提供命令に従わなければならない。支援員は、

役務を提供する上で必要に応じた訓練を受ける。訓練は、原則として、通常の勤務時間外に行うものとする。

- (3) 支援、訓練及び業務管理のために必要な支援員のデータは、これを収集し加工することができる。
- (4) 支援員の責めに帰すべき事由により役務提供義務に違反した場合又はその任務遂行のための適性が欠けた場合には、当該支援員を解任することができる。連邦内務省は、連邦参議院の同意を必要としない法規命令で、個別の支援役務関係の成立、内容及び終了に関する細則を定めることができる。

## 第3条 社会保障

- (1) 被用者が、労働関係、社会保険、失業保険及び企業年金において、連邦技術支援隊における役務提供義務及びこの役務を理由として不利益を被ることがあってはならない。被用者が通常の労働時間内に支援又は訓練に参加した場合には、その参加の間、参加により失った賃金を保障して、労働を免除する。連邦技術支援隊における役務の提供は、被用者の社会保険、失業保険及び企業年金の効力を妨げない。この場合において第1文及び第2文の規定は、公務員及び裁判官について準用する。
- (2) 民間の雇用主は、被用者が1日につき2時間以上又は2週間につき7時間以上連邦技術支援隊における役務提供のために事業所を離れる場合には、申請により、その間の賃金、

\* THW-Helferrechtsgesetz vom 22. Januar 1990 (BGBl. I S.118), das zuletzt durch Artikel 1 des Gesetzes vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S.2350) geändert worden ist. 以下、注はすべて訳者注である。訳文中 [ ] 内の語句は、訳者が補ったものである。

- 社会保険、失業保険及び企業年金の掛金の償還を受ける。被用者が病気で労働することができない期間に法律の規定に基づいて民間の雇用主が被用者に賃金を支払う場合において、当該労働不能が連邦技術支援隊における役務に起因するときは、雇用主は、申請により賃金に相当する費用の償還を受ける。第1文及び第2文の規定は、ドイツ郵便株式会社、ドイツ郵便銀行株式会社及びドイツ電気通信株式会社の職員について準用する。
- (3) 支援員が連邦技術支援隊における役務の提供に要した現金の支出は、申請によりその費用の償還を受ける。自営業の支援員は、収入の減少について、申請により補償を受ける。連邦内務省は、第1文の規定による償還の上限額及び第2文の規定による一括的な補償額を定めることができる。
- (4) 連邦雇用庁からの給付、社会扶助その他公的な支援又は金銭の給付を受けている支援員に対しては、連邦技術支援隊における役務により失った給付を保障する。
- (5) 支援員の連邦技術支援隊における役務の提供により生じた物損は、申請により相当の範囲内において補償する。損害の発生が被害者の故意又は重大な過失による場合には、被害者は、[当該損害の補償を]請求することができない。被害者の第三者に対する賠償請求権は、連邦が給付した補償に相当する額について連邦に移転する。
- (6) 国外における支援の際に（第1条第2項第2号）支援員に当該支援国に固有の環境に起因する事故又は病気があった場合において、

- 支援員に支援業務以外の特別な危険があったときは、途上国支援法（Entwicklungshelfergesetz）第10条及び第16条の規定<sup>(1)</sup>を適用する。
- (7) 第1条第2項第2号の規定による使用の場合については、連邦公務員給与法（Bundesbesoldungsgesetz）第56条<sup>(2)</sup>並びに公務員恩給法（Beamtenversorgungsgesetz）第43条第1項、第2項及び第5項から第7項まで、第43a条第1項から第4項まで及び第6項並びに第46条第4項の規定<sup>(3)</sup>を準用する。
- (8) 連邦政府は、第1条第2項第2号の規定による技術支援を行う連邦技術支援隊の支援員及び遺族のために、法定労災保険の給付を考慮して公務員恩給法第31a条<sup>(4)</sup>及び第46条第4項の規定を準用した災害補償に関する規則を法規命令で定めることができる。当該法規命令は、連邦参議院の同意を必要としない。
- (9) 前各項の規定において被用者とは、従業員（Angestellte）、労働者（Arbeiter）及び職業訓練中の者をいう。

#### 第4条 協力

支援員は、連邦技術支援隊のすべての部署において関与するが、連邦技術支援隊の配属機関に対する支援員の利益は、選任した代表者を通じて守られる。地域委員会、州委員会及び連邦委員会は、連邦技術支援隊の構成について随時助言する。連邦内務省は、連邦参議院の同意を必要としない法規命令で細則を定める。

(1) 途上国支援法第10条（途上国特有の危険による健康障害又は死亡の際の給付）、第16条（給付の確定、管轄官庁）。

(2) 連邦公務員給与法第56条（外国使用手当（Auslandsverwendungszuschlag））。

(3) 公務員恩給法第43条（一回限りの災害補償）、第43a条（特別な場合の災害補償）、第46条（災害補償請求権の制限）。

(4) 公務員恩給法第31a条（特別な外国派遣の場合の災害補償）。

## 第5条 審議会

連邦内務省に、連邦、州、地方自治体の連合組織 (kommunale Spitzenverbände)<sup>(5)</sup>、経済界及び連邦技術支援隊の連邦評議会の代表が委員となる審議会を設置し、審議会は、連邦技術支援隊の基本的事項について連邦内務省に対して助言する。連邦内務省は、[審議会の議事に関し必要な]細則を議事規則で定める。

## 第6条 費用

(1) 連邦技術支援隊は、第1条第2項第3号の規定による職務共助<sup>(6)</sup>の措置に対して、援助を要請した官庁に対して、費用の償還を請求することができる。援助を要請した官庁が援助を受けた者に対して費用償還請求権を有しない場合には、連邦技術支援隊は、その請求権を放棄することができる。

- (2) 連邦技術支援隊は、第1条第2項第3号の場合と関連した技術支援であって職務共助以外のものにおいては危険若しくは損害を惹起した者に対して、又は危険が物に由来する場合には事実上の占有者、所有者その他の処分権者に対して費用を請求することができる。
- (3) 連邦内務省は、この法律の執行のために、連邦技術支援隊の支援の査定、費用の見積もり、実施の手續に関する細則及び定額の手数料を連邦参議院の同意を必要としない法規命令で定めることができる。当該法規命令では、正当な理由又は公益上の理由による費用償還請求権の全部又は一部の放棄を定めることができる。

## 第7条 (削除)

(わたなべ ふくこ)

(5) ドイツ都市会議 (Deutscher Städtetag)、ドイツ市町村連盟 (Deutscher Städte- und Gemeindebund)、ドイツ郡会議 (Deutscher Landkreistag) があり、地方自治体が連邦や州に直接働きかけるための連合組織である。自治体国際化協会『ドイツの地方自治』2003, p.102.

(6) 基本法第35条に規定する官庁の職務共助。